



## 労組周辺動向 No.60

2019年5月3日現在

### 1. 法・政策

#### (1) 「先住民族であるアイヌの人々…」新法に明記、万感の声

アイヌ民族を法律上初めて「先住民族」と位置づけたアイヌ新法が成立した。アイヌ文化を守り育てる施策を国の責務と定めたことに「一歩前進」という評価がある一方、土地や資源など先住民族としての権利に触れていないなど課題も残す。

政府が公式に「先住民族」と法律で認めたことは評価する声も多い。

だが新法の目的はあくまで文化や経済、観光の振興。国連の「先住民族の権利に関する宣言」に盛り込まれ、アイヌの人々が長年求めてきた「先住権」は明記されず、生活や教育の支援も含まれなかった。

#### (2) 年金受給、70歳超も選択可能に：財政制度等審議会、社会保障改革で議論

財務省の財政制度等審議会分科会は社会保障改革を議論し、安倍政権の方針に沿って公的年金の受給開始年齢を70歳超に繰り下げることを選択可能にするよう促した。一方、働いて一定の賃金を得る高齢者の年金を減額・停止する「在職老齢年金制度」の見直し論議に対しては、年金財政への影響を挙げて慎重な検討を求めた。

国民年金や厚生年金の基礎部分の受給開始は原則65歳だが、70歳までの範囲で遅らせて将来の年金額を増やすことが可能だ。

財務省財政制度等審議会財政制度分科会（平成31年4月23日開催）資料

「社会保障について」は以下（日本語）。

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia310423/01.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia310423/01.pdf)

#### (3) ハラスメント法案成立

職場のハラスメント対策を強化し、働く女性の活躍推進を中小企業に拡大する「女性活躍・ハラスメント規制法案」が成立した。

法案には職場の上下関係などを背景としたハラスメントを「行ってはならない」と明記。だ

が罰則によって行為自体を禁止することは見送った。

パワハラ対策では防止措置を企業に義務付けた。セクハラや妊娠・出産を背景としたマタニティーハラスメントでは、被害を相談した従業員への不利益な取り扱いを禁止する。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」は以下（日本語）。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19809038.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19809038.htm)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000486033.pdf>

#### **(4) 障害者の教員採用を促進—文部科学省がプラン公表**

障害者が活躍しやすい社会の実現に向けて、文部科学省は障害者の教員採用促進や、生涯学習の取り組み、障害者による文化芸術活動の支援、文科省における障害者雇用の推進を新たに盛り込んだ「障害者活躍推進プラン」を公表した。

全国の教育委員会における障害者雇用は2018年6月1日現在、実雇用率が1.90%となっており、法定雇用率の2.4%を下回っている。2018年度の公立学校教員採用試験では、教育委員会のある全国68自治体のうち67自治体で障害者を対象とした特別選考を実施し、全国で51人が採用された。

文部科学省における障害者雇用の推進では、実務責任者の配置や理解促進に向けた職員研修の充実、プレ雇用やステップアップ制度など任用形態の多様化などを打ち出した。厚生労働省の「国の機関等における障害者雇用状況の集計結果」によると、2018年6月1日現在、国の機関の実雇用率は1.22%で、文科省は0.79%となっている。

「文部科学省 障害者活躍推進プラン」は以下（日本語）。

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/25/1413125\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/25/1413125_02.pdf)

## **2. 法違反・闘い**

### **(1) いじめ防止法の座長試案に 大津市と遺族らが反対を表明**

滋賀県大津市と、いじめ事件の遺族・被害者家族らの有志は、いじめ防止対策推進法の改正案を議論している、超党派の国会議員による勉強会（座長・馳浩元文科相）が示した座長案に反対する意見書を、馳座長らに提出した。文部科学省で開かれた記者会見で遺族らは、多くの条文案が削除された座長試案は後退したとし、「期待が大きな失望に変わった」と強く非難した。

遺族らは「条文案イメージに賛同していたが、小、中、高校の校長会のヒアリングを受けて座長試案は大きく削られてしまった。条文案イメージで本当に教師は萎縮するのか、現場の負担は増えるのか。子供の命を守るための法律なのに、教育委員会や学校の都合を優先させている」と強く批判した。

また、教員の懲戒処分については「現状では、担任や部活動顧問に全ての責任を押し付けてしまっている。管理職の責任を問うべきだ」と指摘した。

#### (2) 労働基準監督署が休業手当不払いで NHK 高松に是正勧告

仕事を休んでいたアルバイトの女性への休業手当を適切に支払っていなかったとして、高松労働基準監督署が NHK 高松放送局に対し労働基準法違反で是正勧告していたことが分かった。

女性は昨年8月から勤務していたが、12月に体調を崩して休むようになった。約1カ月後に放送局側に復帰の意思を伝えたが休むように言われ、収入がなくなったとして今年2月に高松労基署に相談した。

#### (3) バス運転手らの“休出”割増賃金未払い—三重交通が労基署の勧告受け約千人に2年分支払う

三重交通（三重県津市）が、路線バスの運転手に休日出勤の割増賃金を支払っていなかったとして、四日市労働基準監督署から是正勧告を受け、運転手ら約千人に過去2年分の未払い分を支払っていたことが分かった。支給総額は3億円程度に上るとみられる。

2018年2月に運転手の男性からの申告を受けて労基署が調査、同年3月に是正勧告した。

#### (4) 育休理由に昇給なし、近大の違法認定：大阪地裁判決

育休取得を理由に昇給できなかったのは、取得者に対する不利益な取り扱いを禁じた育児・介護休業法に違反しているとして、近畿大の専任講師の男性が大学側に計約166万円の支払いを求めた訴訟の判決が大阪地裁であり、裁判所は大学側に計約50万円の支払いを命じた。

判決などによると、男性は2012年から同大教職教育部で社会科の講義などを担当。2015年11月から9カ月間、第4子の誕生に合わせて育休を取得した。男性は毎年4月に定期昇給していたが、2016年は育休で「前年度に12カ月間勤務」という給与規程の昇級条件を満たしていないとして、復職後も昇給しなかった。

判決は、定期昇給は在籍年数に応じて一律に実施され、年功賃金的な考え方が原則だと指摘。育休を取った職員を昇給させないのはこの趣旨に反し、将来的にも昇給が遅れて違法だと

して、定期昇給で得られたはずの基本給や賞与との差額分の支払いを命じた。

#### (5) 無期契約転換のパート社員が正社員と同等の待遇求め提訴

契約社員から無期雇用になったのに、正社員と賃金に格差があるのは違法だとして、物流会社の男性パート社員2人が正社員と同等の待遇を会社側に求める訴訟を大阪地裁に起こした。2人は「正社員と同じ仕事をしているのに待遇が違うのは差別だ」と訴えている。無期転換した人が正社員との格差是正を求める訴訟は初めて。

2人は滋賀県内の支店でトラック運転手をしており、2018年10月に有期の契約社員から無期雇用のパート社員になった。しかし正社員とは月約9万円の賃金格差があるとして、同等の地位にあるという確認と、差額の支払いを求めている

#### (6) 実際の残業は2倍「固定残業代で労災給付算定は違法」と東京地裁

過労死した飲食店の店長への労災給付金の算定の方法が争われた裁判で、東京地方裁判所は、残業代が固定されている「固定残業代」の労働時間より実際の残業時間はおよそ2倍あり、かけ離れているとして国の決定を取り消す判決を言い渡した。

5年前、千葉県茂原市の飲食店で店長を務めていた当時50代の男性が急死し、労働基準監督署から長時間労働による過労死として労災給付金の支給が認められた。

労働基準監督署は、飲食店の経営会社が入力していたとする、残業代が固定された「固定残業代」の制度に基づき、支給額を算定したのに対し、男性の遺族は、実際の残業時間に基づいて算定すべきだと訴えました。

判決では「店長の実際の残業時間は123時間から141時間で、『固定残業代』で想定される67時間のおよそ2倍と、かけ離れていて、この会社の『固定残業代』は、時間外労働の対価として支払われていたとはいえない」と判断した。そのうえで「固定残業代」が有効だという前提で、算定したことは違法と判断し、労働基準監督署の決定を取り消した。

### **3. 情勢・統計**

#### (1) 同性カップルに証明書 栃木県内初、6月から運用へ 鹿沼市

鹿沼市は、県内では初めてとなる「市パートナーシップ宣誓制度」の導入を決めた。同性パートナーシップの宣誓受け付け、宣誓証明書発行を行い、同性カップルであっても一定の条件を満たすことで、市営住宅などへの申し込みで婚姻と同等の取り扱いとなる。同日の定例記者会見で佐藤信（さとうしん）市長は「6月から運用の予定。性的マイノリティーの方々に対する理解を深め、さまざまな施策に反映させていきたい」と説明した。

#### (2) 非正規の増加数は正規の3倍：変わらない流れ

2019年4月26日 総理府統計局発表

「労働力調査（基本集計）2019年3月分（速報）」は以下（日本語）。

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201903.pdf>